

意見書（案）第21号

都市緑地法の改定に反対し緑地確保、樹木保全のための規制強化を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	大城美幸
〃	〃	紫野あすか
〃	〃	栗原けんじ

## 都市緑地法の改定に反対し緑地確保、樹木保全のための規制強化を求める意見書

全国各地で、樹木の大量伐採計画が、住民への十分な説明もないまま進められている中、東京都内では、3,000本もの樹木伐採計画のある明治神宮外苑をはじめ、都心部での超高層ビルの建設ラッシュ、樹木伐採を伴う再整備計画に市民や専門家から反対の声が上がっている。倒木のおそれなどを理由に、公園樹や街路樹など、約1万9,000本もの木を伐採する事業も進んでいる。

5月22日に成立した改定都市緑地法は、強引な樹木伐採に歯止めをかけないばかりか、国が大規模再開発に「緑地確保」のお墨つきを与えて資金援助して、投資を呼び込み、都市部の開発を一層進めやすくするものである。

改定法は、民間事業者が作成する「優良緑地確保計画」を国が認定する制度をつくり、認定された事業に国が無利子で貸付けを行う。また、民間による大規模再開発の際に、「都市の脱炭素化に資する」事業を国が認定して金融支援し、巨大開発事業を国が優遇するものである。

開発における「緑地確保」は、屋上庭園や高層ビルの外壁への植え込み、芝生なども緑地面積になり、緑被率に含められる。一方、茂った樹木が切られ、緑の体積、樹冠被覆率が減らされる危険が高まっている。神宮外苑再開発でも緑被率は増えるが、緑の体積は減ると事業者が認めている。実際、東京の日比谷公園周辺の再整備計画では1,000本、葛西臨海水族園では1,400本もの木が切られたり移植される危機に瀕していると指摘され、再開発によって多くの樹木が失われている。

改定前の法では、「緑の基本計画」策定の主体を住民に身近な市町村としていたが、改定法は、国に基本計画の方針策定を義務づけるとともに、都道府県が広域計画を策定できるようにした。市町村の取組が国や県に縛られ、言いなりにされかねない。重大なのは、「緑地機能の維持増進」を民間任せの事業にし、民間事業者が実施する際に都市計画決定や事業認可の手続を簡素化して住民の意見を反映するプロセスを省くことで、住民への情報公開や、計画策定への住民参加の手続がないがしろにされ、住民の関与が弱められることである。

地球温暖化防止の観点からも、利益最優先の大規模開発から脱却し、今ある樹木の大量伐採に歯止めをかけ、適切に保全していくことが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、改定都市緑地法を見直し、地域住民が望む緑地確保への政策転換と、樹木の大量伐採につながる開発への規制強化を図るよう要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明